

# 3年延長保証規約

2010年9月

## ■3年延長保証制度の内容■

保証対象商品が保証期間中に下記の1~4の事由により本体機能の使用に支障をきたす故障もしくは損傷が生じた場合、故障及び損傷発生前の状態に戻すための修理費用を保証限度額の範囲内で保証します。

また、下記の4、5に該当する事由で、商品が滅失した場合、全損扱いとして保証を行います。

1. 対象製品付属の取扱説明書、本体注意ラベルなどの注意書きに従った正常な使用状態で使用していたにも関わらず発生した故障（以下「自然故障」という）で、メーカー保証期間終了後に発生した故障。
2. 不測かつ突発的な事由による水濡れ。
3. 不測かつ突発的な事由による外部からの衝撃、及びそれに起因する落下。
4. ご登録の住所の家屋内での火災。
5. ご登録の住所の家屋内での盗難。

保証する修理費用は、修理工賃及び代替部品代です。送料、見積り手数料、交通費、設置費、取付工事費は、保証の対象外となります。ただし、メーカーが指定する出張修理対象商品の場合でかつ、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地以外の出張費用については保証の対象となります。

※ メーカー保証が受けられる場合はメーカー保証を優先とします

※ 免責金額が設けられている商品、症状に関しましては、免責金額を超えた修理費用を保証します。

## ■加入特典：【初期不良対応期間の延長】■

加入者の方のみ保証対象商品の当店初期不良対応期間を通常7日間を14日間とさせていただきます。

※初期不良がメーカー保証対応となる商品については加入特典は対応しません。（当店保証規定に準じます）

## ■保証の対象とならない費用（お客様のご負担となる主な費用）■

1. 修理の依頼、実施に掛かる手数料、送料、交通費、出張費（※）、設置費、取付工事費、梱包等の諸経費。  
※メーカーの出張修理対象商品に限り、出張費用が保証の対象となります。  
但し、出張修理対象商品でも、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地の出張料は保証対象外となります。  
出張修理対象商品でも、修理の実施を伴わない出張料は、保証対象外となります。
2. 見積費用、及び見積に関連して掛かる費用。
3. 保証を受ける為に掛かる通信費、必要書類提出の為の送料。
4. データの破損、消失による損害、データの復元費用。
5. 修理期間中の代替機レンタル費用、機会損失等の修理費以外の費用。
6. 保証対象外の損害に掛かる費用。（後述の「保証の対象とならない商品」「保証が受けられない場合」をご参照下さい）

## ■加入できる商品■

当店が延長保証制度の対象商品と認めた商品。

## ■加入手続き■

1. 延長保証サービスへのご加入は、商品お買上げ時のみとなります。お買上げ後の加入は承っておりません。
2. 法人様のご加入ができます。※再販業者、再販予定、個人販売が目的お客様は加入できません。  
※ 通常据え置きにて使用する商品を会社外で使用し、起こった損害に付きましては保証対象外となります。

## ■保証期間■

ご加入日から3年間後の応答日の前日までとします。

ご加入日とは、店頭でお申込の場合は対象商品購入日、通信販売でお申込の場合は対象商品発送日となります。

初期不良等でメーカー及び販売店より、交換品が提供された場合でも、3年延長保証の保証期間は変更されません。

3年延長保証の保証期間内における保証回数に制限はありませんが、全損扱いとなった場合は当該保証をもって保証を終了します。

## ■保証限度額■

下記の表の通り、ご加入日からの経過期間によって保証限度額を定めます。

保証期間	保証限度金額
ご加入日 ~ 1年未満	商品購入金額（税込）の100%
1年以上 ~ 2年未満	商品購入金額（税込）の70%
2年以上 ~ 3年未満	商品購入金額（税込）の40%

## ■免責金額が設けられている商品について■

下記の商品は、自然故障以外の事由による故障の場合、一事故につき3,150円（税込）の免責金額を設けさせていただきます。  
<対象商品> ポータブルDVDプレーヤー、ポータブルAVプレーヤー、フォストレージ、電子辞書

## ■全損について■

1. 全損の扱いになった場合、保証限度額の支払いをもって保証を終了します。
2. 以下の場合、保証対象商品を「全損」として取扱います。
  - ① ご登録の住所での盗難、火災により対象商品が物理的に滅失した場合
  - ② 保証の対象となる修理の費用が保証限度額を上回る場合
  - ③ 保証の対象となる修理を履行する際、製造元の業務停止などの事由により修理が不可能となった場合

## ■故障、事故発生時の報告義務■

故障、事故発生時にインターネットの事故報告フォーム、もしくは書面（FAX、郵送）にて事故報告をして下さい。  
事故報告のあった日付を故障、事故の起算日とします。口頭での事故報告は受け付けておりません。

## ■ご加入情報の変更の報告義務■

下記のご加入情報に変更があった場合、速やかに事務代行会社までご連絡下さい。

1. メーカー交換により、商品のシリアル番号（製造番号）に変更があった場合。（交換商品はメーカー、及び当店による無償交換に限りです。）
2. 氏名または、住所、電話番号の変更があった場合。  
※変更の連絡が無く、登録内容不一致の場合には延長保証を受けられない場合がございます。  
※登録内容の変更にあたり、変更を証明できる書類の提出を求められる場合がございます。

## ■故障、事故発生後の手続きと保証の請求■

修理内容、修理金額の見積もり、修理の手配等は、事務代行会社の指示に従い、ご加入者様に行ってください。  
また、保証を受ける際に発生した修理代金等は、お客様の一時ご負担とし、後日必要書類と共にご請求となります。  
但し、延長保証の対象となるパソコンの修理（一部メーカーを除く）に関しましては、事務代行会社の案内する延長保証パソコン修理受付窓口にて修理と延長保証の請求手続きを同時に行ってください。お客様の一時負担はありません。

## ■他の保証との関係■

延長保証の対象商品が他の保険で担保されている場合、保証の支払額を調整させていただく場合がございます。

## ■保証の請求者■

1. 保証の請求者は、ご加入頂きました保証対象商品の所有者とします。
2. 対象商品を第三者に転売、譲渡された場合、請求権は譲渡人に移転しません。

## ■保証の対象とならない商品■

1. ご加入頂いた商品情報と修理明細書の商品型番、シリアル番号（製造番号）に相違がある商品。  
※シリアル番号が無い商品に関しましては、修理明細書の商品と住所が、ご加入の商品及び住所に相違がある商品。  
※内部管理のため納品書にシリアル番号の記載はございません。  
※シリアル番号の管理が無い商品に関しましては、初回修理時に内部コードを当店及び事務代行会社にて保存させていただきます。  
同一商品の2度目以降の修理として処理する場合、当該コードと一致しない商品は、保証の対象外となります。
2. 修理依頼時に加入伝票（2009年1月16日以降にご加入のお客様は納品書）の提示が頂けない商品。

3. 保証の対象となる御買上げ品の範囲は、機体の本体（パソコンの場合はディスプレイを含み、テレビ等は本体）のみとし、下記の商品につきましては、保証対象外となります。
  - ① 外付けのキーボード、入力用ペン、マウス、ケーブル類、ランプ類、ネジ類、リモコン、コントローラー、レシーバー、3Dメガネ、スピーカー（シアターセットの場合はスピーカーの振動部分）、ACアダプター、ACケーブル、内蔵バッテリー、外付けドライブ類、外付けチューナー、電子辞書のタッチパネル部分、電子辞書の液晶部分の使用に伴うキズの対応、空気清浄機、加湿器、除湿機のフィルター部分、加湿部品、除湿部品、モーター、炊飯器、ホームベーカリーの内釜、電子レンジ、オーブンレンジの可動部分のベルト、掃除機のフィルター類、紙パック、ホース、延長管、ヘッド部分、冷蔵（凍）庫の浄水フィルター、冷蔵室・冷凍室の取り外し可能なケース類、冷蔵（凍）庫、エアコン等の冷媒ガス、洗濯機の給水ホース、排水ホース、ごみ取りネット、フィルターボックス、乾燥フィルター、エアコンのフィルター類、液晶のバックライト切れ、フラッシュやライト等、その他メーカー、当店が消耗品、付属品と判断する備品、部品。
  - ② レンズキットのレンズの破損など、自然故障以外の事由による故障。
  - ③ 単独の機能を有しない周辺機器等。
  - ④ アクセサリー類。

■保証が受けられない場合（次に該当する場合、保証は受けられません。）■

1. 「保証受付伝票」（2009年1月16日以降にご加入のお客様は「納品書」）に記載されていない御買上げ商品の損害。
2. 御買上げより3年経過した後生じた損害。
3. 事務代行会社に事前の相談無く修理を行った場合。
4. 故意、重過失による損害。
5. 警察が発行する受理番号をご提示頂けない盗難、紛失、置き忘れによる損害。
6. ご登録の住所の家屋内以外での盗難。
7. 消防署にて発行される「罹災証明書」のご提出を頂けない火災による損害。
8. ご登録の住所の家屋内以外での火災による損害。
9. 第三者の加害行為による損害。
10. 詐欺、横領による損害。
11. 使用上の消耗、商品の変質、錆び、カビ、変色、その他類似の事由またはネズミ食い、虫食いによる損害。
12. 使用上支障のない単なる外観上の傷、症状の出ない不良など。
13. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害。
14. 地震、津波、噴火、および水害などの天変地異による故障及び損害。
15. 日本国外での使用による故障、及び日本国外で生じた事故による損害。
16. メーカー保証の対象となる損害、又はメーカーが契約上・法律上責任を負うべき損害。
17. 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国、国内の武力行為、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、又は暴動による損害。
18. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性、その他有害な特性による事故による損害。
19. 差押さえ、徴発、没収、破壊、などの国、又は公共団体の公権力の行為によって生じた損害。
20. 御買上げ商品を勝手に加工、改造する事により生じた損害。
21. メーカーによる初期不良品交換などで保証登録した製造番号が変わってしまったのに、事務代行会社にシリアル変更届けを出していない場合。
22. 製品の使用感、お客様のご都合等による損害や返品。
23. ハードウェアの故障以外の損害。（ソフトウェア不良、ユースウェア障害、ウイルスが原因による不具合。）
24. 汚れなど、部品交換を伴わない修理。（清掃、リカバリー、設定等で完了する修理）

## その他注意事項

保証が受けられる方は、商品購入と同時に申し込まれた方に限ります。

ご加入された商品が初期不良の場合、商品によってはメーカー交換対応となります。

メーカー交換の際は、商品の製造番号も変更される為、お手数ですが必ず事務代行会社までご連絡下さい。（交換商品はメーカー、及び当店による無償交換に限ります。）

住所、電話番号等の変更があった場合にはお手数ですが必ず事務代行会社までご連絡下さい。

変更届等の連絡が無く、登録内容不一致の場合には延長保証を受けられない場合がございますのでご注意ください。

当店より発行された延長保証お客様控え、納品書、請求書等（2009年1月16日以降にご加入のお客様は納品書のみ）を無くされた場合には保証が受けられない事があります。保証期間内に紛失されないよう大事に保管して頂くようにご注意ください。

当店をご利用頂いた際には延長保証サービス概要、当店保証規定、掲載事項をご覧になった、ならないに関わらず同意されたとし、当店規定内容に拘束されます。

## 3年延長保証制度 故障、事故発生時の連絡先

インターネットで、ご連絡頂けるお客様は、下記にアクセス下さい。

<http://www.ins-gate.jp/warranty/top/page1.html>

故障、事故発生時の連絡に、FAXをご希望されるお客様は、必要事項をご記入の上、下記までFAX下さい。

株式会社バリュー・エージェント FAX : 0120-917-060

事務代行会社より、ご記入のFAX番号に今後の手続きのご案内を送付させていただきます。

報告日	平成 年 月 日		
<b>FAX番号</b>	— —		
加入者 (請求者) 氏名	フリガナ	ご連絡先	Tel ( ) -
	お名前		携帯 ( ) -
加入内容	ご加入日	平成 年 月 日	製造番号 (シリアル)

【個人情報の利用目的】  
お客様の個人情報につきましては、保険引受けの判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社への確認を含みます）、保険金のお支払い及び各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

- ※ 当用紙は、故障、事故発生時にFAXして頂く用紙となっております。
- ※ 2009年1月16日以降は、納品書が延長保証制度ご加入の証明書類となっております。別途、証明書は発行していません。

### 連絡先

延長保証事務代行：株式会社バリューエージェント

0120-917-022 (TEL) 0120-917-060 (FAX)

営業時間：9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

極力、リンク先の問い合わせフォーム、もしくはFAXにてご連絡をお願いいたします。

その他ご質問ございましたら上記の電話番号にお気軽にお問い合わせください。